

平成 24 年 2 月 21 日

受益者の皆様へ

三菱UFJ 投信株式会社

「三菱UFJ 日本株クオンツオープン(愛称:GREIT(グレイト))」 繰上償還(予定)のお知らせ

拝啓 平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さてこの度、皆様にご投資いただいております「三菱UFJ 日本株クオンツオープン(愛称:GREIT(グレイト))」は、平成 24 年 5 月 9 日(水)をもちまして繰上償還を実施させていただき予定でありますので、ここにお知らせ申し上げます。

なお、本繰上償還に対してご異議のないお客様は、特に必要な手続きはございません。

何卒、この繰上償還の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

ご連絡

1. 対象ファンド

「三菱UFJ 日本株クオンツオープン(愛称:GREIT(グレイト))」
(以下、「本件ファンド」といいます。)

2. 繰上償還の理由

平成 11 年 11 月 30 日に設定いたしました本件ファンドは、純資産残高が著しく減少し投資信託約款第 49 条第 2 項に定める口数(10 億口)を下回っております。弊社といたしましては、上記事情により商品性に沿った運用が困難になりつつあることから、このまま運用を継続するよりも、繰上償還を選択することが受益者の皆様に有利であると判断いたしました。

3. 本件ファンドの繰上償還に係るお手続き

本繰上償還にご異議のない場合は、特に必要な手続きはございません。

なお、本繰上償還にご同意いただけない場合は異議申立を行うことができます。

詳しくは、「異議申立・買取請求のお手続き」をご参照ください。

4. 繰上償還決定から償還までの運用について

繰上償還決定から償還までは基準価額は変動いたしますが、償還準備のため組み入れ有価証券等を売却すること等により、償還までの期間において運用の基本方針に沿った運用ができなくなることがある点にご留意ください。

5. 一部解約のお申込みに関する留意点

他のお客様の解約の状況により、本件ファンドの最後の受益者となられた場合は一部解約のお申込みがあった場合でも、繰上償還によるご換金となります。

その場合、お申込時点から換金代金のお支払いまでに通常の解約の場合よりも日数を要する場合がございますので、予めご了承ください。

・ 異議申立・買取請求のお手続き

1. 異議申立とは

本繰上償還について改正前の「投資信託及び投資法人に関する法律」第32条及びその関連法令に基づき本繰上償還にご異議のあるお客様は異議申立を行うことができます。

なお、本繰上償還に同意されるお客様は、お手続きの必要はございません。

【概要】

日付	内容	詳細
平成 24 年 2 月 21 日 (火)	新聞公告日	
平成 24 年 2 月 21 日 (火) ↓ 平成 24 年 3 月 29 日 (木)	異議申立期間	異議申立の受付期間中に、『必要記載事項』をご記入した書類を送付することにより、本繰上償還に対する異議を申し立てることができます。お手続きの詳細は次頁以降をご覧ください。
平成 24 年 3 月 30 日 (金)	繰上償還正式決定	異議申立を行ったお客様の受益権口数を集計し、公告日時時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は、本繰上償還実施を決定します。
平成 24 年 4 月 12 日 (木) ↓ 平成 24 年 5 月 1 日 (火)	買取請求期間	で本繰上償還が決定した場合、異議申立を行ったお客様は、保有する受益権について、受託会社に対し信託財産をもって買い取ることを請求できます。お手続きの詳細は次頁以降をご覧ください。
平成 24 年 5 月 9 日 (水)	繰上償還日 (予定)	で本繰上償還が決定した場合には、繰上償還を実施します。

2. 異議申立のお手続き

a. 本件ファンドの繰上償還に対してご異議のないお客様

お手続きの必要はございません

b. 異議申立の手続き

平成 24 年 2 月 21 日 (火) 時点の受益者の方は異議申立の受付期間中 (平成 24 年 2 月 21 日 (火) ~ 平成 24 年 3 月 29 日 (木)) に、三菱UFJ投信に対し本状に同封しました「異議申立書兼個人情報販売会社宛提供に関する同意確認書」(以下、「異議申立書」といいます)により本繰上償還に関する異議を申し立てることができます。本繰上償還に対して異議のあるお客様は、「異議申立書」に以下の内容をご記入の上、三菱UFJ投信宛にご郵送ください (平成 24 年 3 月 29 日 (木) 弊社到着分まで有効)。

【お客様にご記入いただく内容】

お名前 (署名、捺印)

ご住所

ご連絡先電話番号 (日中連絡先)

ご購入の販売会社名・お取引店名・口座番号

【宛先】

〒100-8212 東京都千代田区丸の内 1-4-5

三菱UFJ投信株式会社 営業企画推進部

なお、記入内容に不備等がございますと、異議申立をお受けできなくなる場合がありますのでご注意ください。また異議申立を行ったお客様の受益権口数等の確認のため、三菱UFJ投信から取扱販売会社に対して口数等の確認を行いますので、あわせてご承知おきください。

この異議申立書にて知りえた個人情報は、本件以外には使用いたしません。

3. 繰上償還正式決定

異議申立を行ったお客様の受益権口数の合計が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合は平成24年5月9日(水)に本繰上償還を実施します。なお、異議申立を行ったお客様の受益権口数の合計が、公告日時点の受益権総口数の2分の1を超えた場合は、本繰上償還は行いません。この場合、本繰上償還を行わない旨、及びその理由等を異議申立の受付期間終了後に日本経済新聞にて公告し、かつこれらの事項を記載した書面を本件ファンドの知られたる受益者の皆様に対してご購入販売会社を通じて交付します。

4. 買取請求のお手続き

< 買取請求とは >

本繰上償還が決定した場合には異議申立を行ったお客様は、以下の手続きにより保有する受益権について、受託会社に対し信託財産をもって買い取ることを請求できます。**異議申立を行ったお客様が必ず買取請求しなければいけないものではありません。**

また、引き続き保有していただくことも、通常通り売却していただくこともできます。

本書に記載の「買取請求」とは、本繰上償還に異議申立を行ったお客様のみを対象とするものであり、通常の換金における「買取請求」とは異なります。

異議申立の有無にかかわらず、ご購入販売会社にて通常の換金手続きを行うことができます。

(1) 買取請求期間

平成24年4月12日(木)から平成24年5月1日(火)まで

(2) 買取請求の手順

【概要】

異議申立を行った お客様	販売会社 (ご購入販売会社)	委託会社 (三菱UFJ投信)	受託会社 (三菱UFJ信託銀行)
買取請求書類お受取	←	買取請求書類送付	
↓			
買取請求書類ご記入 お取引店にご提出	→ 取次	→ 取次	→ 受理
			↓
			買取実行
			↓
買取代金お受取	←		買取代金振込
			↓
投資信託取引報告書(買取計算書)お受取	←		投資信託取引報告 (買取計算書)送付

【買取請求書類のお受取】

異議申立を行ったお客様に、弊社からご案内及び「買取請求書」等の買取請求に係る書類を送付いたします。

【買取請求書類の記入・提出】

買取請求を希望されるお客様は、上記の買取請求期間内に、「買取請求書」に必要事項をご記入いただき添付書類と共にご購入販売会社のお取引店へご提出ください（販売会社では、当該書類を三菱UFJ投信を経由し受託会社へ送付します）。

【買取請求書類の受理・買取実行】

受託会社が買取請求必要書類を受理し、ファンドの信託財産による買取を実行します。

【買取代金のお受取】

買取代金は、受託会社から買取請求を申し込まれたお客様のご指定の口座へ振り込むことによりお支払いします。なお、**振込手数料は、買取請求を申し込まれたお客様のご負担とし、買取代金より差引かせていただきます。**

【買取計算書のお受取】

買取完了後、受託会社より「投資信託取引報告書（買取計算書）」を、買取請求を申し込まれたお客様へご郵送させていただきます。

(3) 買取請求の相手方

この買取請求は、異議申立期間中に本繰上償還に対し異議申立を行ったお客様が、「投資信託及び投資法人に関する法律」及び本件ファンドの投資信託約款の規定に基づいて、本件ファンドの投資信託約款に係る受託会社に対して行うものであって、ご購入販売会社に対して行うものではありません。

(4) 買取価額

買取価額は買取請求を申し込まれたお客様の有する受益権の公正な価額となります。本件ファンドにおいては、受託会社である三菱UFJ信託銀行が買取請求必要書類を受理した日の解約価額（当該日の基準価額 - 信託財産留保額（当該基準価額の0.3%））とさせていただきます。

(5) ご留意点

上記に記載の諸手続きが必要となるため、買取代金のお支払いまでには、通常の換金請求よりも日数を要する可能性がありますので予めご了承ください。

買取請求は、繰上償還に異議申立を行ったお客様のみを対象として受付を行っています。

異議申立を行ったお客様でも通常の換金請求は可能ですが、買取請求を行った受益権については、通常の換金請求を行えませんのでご注意ください。

買取を請求された受益権に質権等第三者による権利が設定されている場合等、受託会社の知り得ない事由が存在する場合において、買取代金のご指定口座への振込により、当該第三者の利益を損ねる場合があっても、受託会社ならびに三菱UFJ投信は一切責任を負いませんのでご承知おきください。

以上

本件に関するお問い合わせ

三菱UFJ投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く9:00～17:00)

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、追加型証券投資信託「三菱UFJ日本株クオンツオープン」について、受益権の口数が投資信託約款に定められた口数を下回っており、投資信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認められるため、投資信託約款の規定に基づき、平成二十四年五月九日をもって信託を終了する予定ですのでお知らせします。

この信託終了についてご異議のある受益者は、平成二十四年二月二十一日から平成二十四年三月二十九日までに、当該ファンドの委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申出下さい。

右期間内にご異議のお申出のあった受益者の受益権の合計口数が、平成二十四年二月二十一日における当該投資信託約款に係る受益権の総口数の二分の一を超えないときは、平成二十四年五月九日をもって信託を終了いたします。

信託を終了することとなった場合、ご異議のお申出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額で、取扱販売会社を通じて、平成二十四年四月十二日から平成二十四年五月一日までの間に、当該ファンドの受託会社に対し、当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

平成二十四年二月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

三菱UFJ投信株式会社